

製品の放射線を自主検査するための 測定機器の購入を支援します！

●事業の目的

この助成金は、東日本大震災による放射能漏れ事故を起因とした風評等に対応するために、都内の中小企業団体が放射線測定機器を購入する費用に対して助成金を交付し、その構成員である中小企業者が製品の放射線を自主検査し、その安全性をアピールする取組を支援することを目的としています。

●助成上限額

1団体につき3台までが助成対象です。

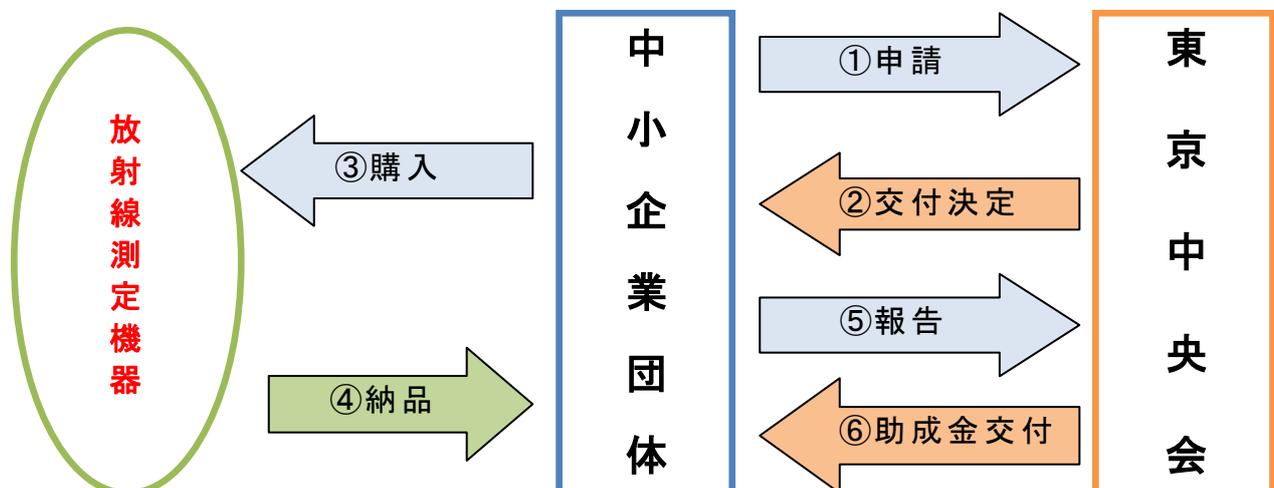
購入台数	助成上限額
1台	375,000 円
2台	750,000 円
3台	1,125,000 円

●助成金額

助成対象と認められる経費の4分の3以内を助成します。

●助成予定団体数 100団体

支援事業の概要図



放射線測定器購入費用助成事業

◇ 申請要件

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第158号)第3条に基づく中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会)で、東京都内に主たる事業所を有していること。

- ① 過去に本助成金を受領していないこと。(申請は1団体1回のみです。)
- ② 同一内容で国・都道府県・区市町村等から助成を受けないこと。
- ③ 過去に中央会・国・都道府県・区市町村等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。

◇ 助成対象経費

○助成対象経費は、助成事業の目的のみに支出する消費税等の間接経費を除いた、下表に掲げる経費です。

機器購入費 (標準付属品を含む)	付属品購入費	役務費
・放射線測定機器は、校正証明書のあるもの、国際規格等に合格しているものに限ります。	・放射線測定機器を利用するにあたり必要最小限のものに限ります。 (キャリングケース、フィルタ等)	・放射線測定機器購入時の送料、手数料等

受付期間

・平成23年8月1日から助成金終了まで

助成対象期間

・交付決定日から平成24年3月末日まで

◇ お申込み・お問い合わせ先



エコアクション21

認証・登録番号0003381

〒104-0061

東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館内

東京都中小企業団体中央会 支援課

電話 03(3542)0318 FAX 03(3545)2190

8月2日以降は以下にご連絡ください。

電話 03(6278)7935 FAX 03(6278)7545

<http://www.tokyochuokai.or.jp/>